八十二　居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

八十三　居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

八十四　居宅介護支援費における特定事業所加算の基準

イ　特定事業所加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(11)　（略）

(12)　他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

ロ　特定事業所加算(II)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。

(2)　（略）

ハ　特定事業所加算(III)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。

(2)・(3)　（略）

ニ　特定事業所加算(IV)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算(I)イ、(I)ロ、(II)イ、(II)ロ又は(III)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第八十五号の二イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が三十五回以上であること。

(2)　前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。

(3)　特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定していること。

八十二　居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

八十三　居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。）、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

八十四　居宅介護支援費における特定事業所加算の基準

イ　特定事業所加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(11)　（略）

（新設）

ロ　特定事業所加算(II)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)及び(11)の基準に適合すること。

(2)　（略）

ハ　特定事業所加算(III)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)及び(11)の基準に適合すること。

(2)・(3)　（略）

（新設）